

長野県行財政改革プランの概要

資料 1

平成19年(2007年)3月

第1・2 策定の背景

第1 環境の変化

- 少子・高齢、人口減少社会の到来
- 多様な活動主体の展開
- 地方分権と市町村合併の進展
- 財政の危機的状況の長期化

第2 改革の必要性

- 効率的な行政サービスの提供に向けた改革
 - 1 中期総合計画に基づく施策を戦略的に実行するための行財政基盤の確立
 - 2 地方分権時代に即した持続可能な行財政基盤の確立
 - 3 スリムで効率的な行財政基盤の確立
 - 4 国が要請している集中改革プランへの対応

第3 行財政改革プランの基本的な考え方

1 改革の3つの柱

【改革1】分権改革 【改革2】行政システム改革 【改革3】財政構造改革

2 推進期間

平成19(2007)年度～平成23(2011)年度(5年間)

第4 行財政改革推進のための「3つの改革」

【改革1】分権改革

- 1 分権改革に向けて** ○役割分担の明確化

2 実現に向けた方策

(1) 県と市町村とのあり方検討会の設置

市長会、町村会と「県と市町村とのあり方検討会」を共同設置し、権限移譲をはじめとして幅広く議論をしていきます。

①市町村等への権限移譲、②現地機関への権限委譲、③市町村の地域づくりと関係の深い県事業での連携の強化、④県の事務処理方法等の見直しによる利便性、迅速性の向上

(2) 市町村等の行政体制整備の支援

合併を目指す市町村に対しては、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定するなど、市町村等の行政体制の整備を支援します。

【改革2】行政システム改革

1 行政システム改革に向けて

- 民間との協働
- 簡素で効率的な行政組織
- 選択と集中による人員配置の最適化

2 行政サービスのあり方・範囲の見直し

(1) 事務事業の見直し

事務事業評価を活用した事務事業の見直し、事務事業評価などを組織、予算などと連動させる仕組みづくり、事務事業見直しにつながる会計等の制度の見直しや職員提案制度を活用した事務改善を実施します。

- ①事務事業評価の活用等、②事務事業見直しにつながる会計等の制度の見直し、③「業務改善私の提案」の活用

(2) 民間等との協働の推進

民間等で行うことが可能な業務は原則として民間等で行うこととし、民間等の活力を引き出し、その力やノウハウを生かしていくことを基本に置きます。(行政機構審議会民間協働専門部会(仮称)で審議)

- ①アウトソーシング(民間委託等)の推進、②指定管理者制度の導入施設、機関等の拡大、③市場化テスト導入の検討、④地方独立行政法人化の検討

(3) 公営企業の見直し

民間の経営手法による「県民」、「顧客」の利益の拡大と顧客の満足度の向上を目指し、県企業局で提供している公共サービスの民間等への譲渡を推進するとともに、病院経営の健全化のための方策を実施していきます。

- ①民間等への譲渡の推進、②病院経営の健全化等

3 県組織のスリム化・効率化

(1) 本庁部局の統廃合

新しい長野県の将来を見据えた中期総合計画の策定に合わせ、中期総合計画の方向性を踏まえ、本庁部局のありかたの視点や組織のスリム化・効率化の観点から、従来行ってきた課の再編や担当業務の移動にとどまらず、本庁部局の統廃合を含めた見直しを行います。(行政機構審議会で審議)

(2) 現地機関の見直し

県民や市町村と直接接する機会が多い現地機関は、本庁にも増して利用のしやすさと利用者から見たわかりやすさが重要であり、それが住民サービスの向上にもつながっていきます。利用者からの視点に加え、組織のスリム化・効率化の観点を考慮しつつ、本庁、現地機関全体として、連携のとりやすい組織にします。(行政機構審議会で審議)

(3) 教育機関のあり方の検討

教育委員会において、高等学校再編整備の更なる検討や教育機関等のあり方の検討を行います。

(4) 警察組織のあり方の検討

警察本部において、市町村合併の進展等に対応した警察組織のあり方の検討を行います。

4 適正な定員管理

<年次別定員管理計画>

(単位:人)

区分	H18.4.1 職員数	H19	H20	H21	H22	H23	合計	H23.4.1 職員数
一般行政部門	6,813	△ 39	△ 96	△ 93	△ 650	△ 25	△ 903	5,910
教育部門	18,924	△ 10	△ 190	△ 231	△ 143	△ 142	△ 716	18,208
警察部門	3,749	7	60	△ 4			63	3,812
合計	29,486	△ 42	△ 226	△ 328	△ 793	△ 167	△ 1,556	27,930

- (注) * 「H18.4.1職員数」は総務省の「地方公共団体定員管理調査」による。
 * 「一般行政部門」は知事部局、議会事務局、行政委員会、病院、公営企業を含む。
 * 「教育部門」は教育委員会(事務局、高等学校及び県が人件費を負担している市町村立小中学校の教員・事務職員を含む。)、短期大学、看護大学を含む。
 * 年度別の数値は各年度の4月1日における人員削減目標数を示す。

5 給与の適正化等

地域経済の状況や民間、国や他県の給与の動向なども注視しながら、更なる給与適正化への取組を行っていきます。

6 外郭団体の見直し

(1) 専門部会による検証

改革基本方針と改革実施プランの策定から2年が経過していることから、改めて改革基本方針と改革実施プランに基づく見直しの進捗状況を検証します。(行政機構審議会外郭団体見直し検証専門部会で審議)

(2) 基本方針等の見直し

改革基本方針等の策定後の社会経済状況の変化などを踏まえ、改革基本方針や改革実施プランの見直しが真に必要な団体については、新たな方向性について検討を行います。審議会答申を経て、平成19年度中に改革基本方針や改革実施プランの必要な修正を行い、順次その修正に係る見直しを実施します。

【改革3】財政構造改革

1 財政構造改革に向けて

- 持続可能な財政構造の構築
- 選択と集中による事業の重点化
- 県債残高の縮減

2 歳入確保に向けた取組

(1) 県税収入の確保

中長期的な観点から安定した財源を確保するため、産業振興策の総合的な展開や、徴収率の向上に向けた取組の強化により県税収入の確保に努めるとともに、県独自の新税導入についても検討します。

- ①産業の振興による税収確保、②徴収率の向上、③新税導入の検討

(2) 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化を図る観点から、使用料・手数料の見直しを徹底するとともに、未収金の縮減に対する取組を強化します。また、減免規定のあり方について検討します。

- ①使用料・手数料の見直し、②未収金の縮減、③減免規定の見直し

(3) 県有財産の有効活用

県が所有する土地や建物等について、今後利用する見込みのない財産は売却するなど、有効に活用します。

(4) 広告収入等その他財源の確保

更なる歳入の確保を図るため、県有施設を活用したネーミングライツや広報媒体を活用した新たな自主財源の確保策を実施します。

- ①ネーミングライツの導入、②県の広報媒体等の活用、③宝くじ販売の促進

(5) 臨時的財源の活用

財政構造改革の取組を徹底した上で、なお発生する財源不足に対しては、財政の健全性に留意しつつ、臨時的な財源として基金や県債を活用します。

- ①基金の活用、②県債の活用

3 歳出削減に向けた取組

(1) 行政システム改革の推進（再掲）

行政サービスのあり方や範囲の見直しをはじめ、適正な定員管理や給与の適正化、外郭団体の見直しなど行政システム改革の推進により、歳出の削減を図ります。

(2) 事業の見直し

限られた財源を効果的に活用し、真に必要な分野へ重点的に財源を配分するため、全ての事業について抜本的な見直しを行い、徹底した歳出の削減を図ります。

- ・役割分担の明確化 ・必要性等の確認 ・状況変化への対応 ・高度情報化の推進
- ・内部管理経費の縮減 ・公共投資の重点化

(3) 公債費負担の軽減

繰上償還による金利負担の軽減に努めるほか、IR活動や商品性の向上による安定的な資金確保を図ります。

(4) 効率的な予算執行

事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果が得られるよう効率的な予算執行に努めることにより、経費の削減を徹底します。

4 行財政改革の効果と財政見通し

(1) 行財政改革の効果

歳入確保・歳出削減の取組により、5年間で1,592億円程度の財源確保を図ります。

歳入確保	→ 717.5億円	○県税収入の確保	89.0 億円
		○受益者負担の適正化	31.8 億円
		○県有財産の有効活用	41.3 億円
		○広告収入等その他財源の確保	5.4 億円
		○臨時的財源の活用	550.0 億円
歳出削減	→ 874.8億円	○行政システム改革の推進	509.2 億円
		○事業の見直し	152.1 億円
		○公債費負担の軽減	13.5 億円
		○効率的な予算執行	200.0 億円

※ 金額は一般財源

(2) 財政見直し

行財政改革の効果を踏まえた財政見直しは次のとおりです。
今後も更なる歳入確保策や歳出削減策など追加の財源確保対策に取り組むことにより、財政赤字を出すことなく、安定的な財政運営を行っていきます。

(単位:億円)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
財源不足額	△ 96	△ 33	△ 72	△ 26	△ 34
基金残高	220	187	115	89	55
県債残高(普通会計)	15,027	14,829	14,566	14,350	14,125

第5 国への提言

1 国と地方の役割分担の見直し

国と地方の役割分担を見直した上で、事務事業及び権限の移譲とともに、税財源の一体的な移譲を要望していきます。

2 地方一般財源総額の確保

地方税及び地方交付税など地方一般財源総額の確保とともに、計画的かつ安定的な財政運営を可能にする「中期地方財政ビジョン」の早期策定を要望していきます。

3 直轄事業負担金の廃止

国の直轄事業と位置付けられた事業について、維持管理に要する経費も含め、地方公共団体から負担金を徴収する制度は早期に廃止するよう要望していきます。

4 その他

今後の状況変化に応じて、適宜、国に対して必要な提言を行っていきます。

第6 行財政改革プランの実施に当たって

1 県民、市町村、関係団体等との対話

県民や市町村、関係団体等に情報提供を行い、意見交換をしながらプランを実施していきます。

2 達成状況と財政見通しの公表

- 毎年度ごとに行財政改革プランの達成状況を取りまとめ、県民に公表していきます。
- 毎年度の予算編成に合わせて財政見通しの見直しを行い、公表していきます。

※文字 は実施済みの項目

行 財 政 改 革 工 程 表

総務部行政改革推進課

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
財政改革推進プログラムの策定・実施	策定	財政改革推進プログラムに基づく改革の実施								
行財政改革プランの策定・実行					策定	行財政改革プランに基づく改革の実施				
分権改革	〈課題〉 権限移譲 市町村の行政体制整備			県と市町村とのあり方検討会 (県・市長会・町村会)		権限移譲項目等の検討		権限移譲等を随時実施		
民間等との協働の推進						緊急的な課題に関する権限移譲を実施				
① アウトソーシングの推進 (指定管理者制度の拡大を含む)				アウトソーシング実施 可能項目の洗い出し	実施可能な業務から順次実施					
② 市場化テストの導入の検討					情報提供・提案 行政機構審議会に 民間協働専門部会 (仮称)を設立	市場化テストの導入分野、 導入方法等の基本方針 の検討	部会報告、 審議会答申	庁内導入検討委員会の設立 ⇒ 導入対象業務の選定、 導入手順の検討 (導入指針、入札方法等)	官民競争入札の実施 ⇒ 落札者決定	落札者による業務開始
③ 地方独立行政法人化の検討						導入へ向けた 基本方針の検討	部会報告、 審議会答申	独立法人化検討委員会(仮称)を担当部局 ごとに設置 ⇒ 移行へ向けた具体的検討を実施 (定款、組織体制など)		順次、独立行政法人へ移行
公営企業の見直し		企業局事業の民営化 計画の策定	ガス事業の 民間譲渡	病院事業経営健全化計画の策定		健全化計画に基づく改革の実施			電気事業の民間譲渡(予定)	
県組織のスリム化・効率化										
① 本庁部局の統廃合					行政機構審 議会へ諮問		再編実施			
② 現地機関の見直し						中間答申		再編実施		
③ 教育機関のあり方の 検討 (教育委員会にて検討)				教育機関のあり方の検討			順次見直しを実施			
④ 警察組織のあり方の 検討(県警にて検討)					組織のあり方の検討			懇話会を設置	順次見直しを実施	
適正な定員管理					アウトソーシング、組織のスリム化等により随時実施					
給与の適正化			勤務実績の給与への反映(管理職)	手当制度の見直しの実施	職務・職責に応じた給与と構造への転換		特別職給与・報酬の見直し	勤務実績の給与 への反映(一般職員)	更なる給与適正化への取組	
外郭団体の見直し		改革基本方針、 実施プランの策定	点検評価の実施	行政機構審議会に外郭 団体見直し検証専門部 会を設立	外郭団体見直しの 進捗状況の検証(見直し)	部会報告、審議会答申 ⇒ 基本方針等の修正				
		地域開発公団、建設技 能振興基金を廃止	勤労者福祉事業団、公園公 社、高圧ガス保安公社を廃止	漁業信用基金協会、生乳検査 協会、長野県学生寮を廃止						
歳入確保に向けた取組		県税収入の確保、受益者負担の適正化 等		県税収入の確保、受益者 負担の適正化 等		実施				
歳出削減に向けた取組		事業の見直し、投資的経費の削減、 人件費総額の抑制 等		事業の見直し、公債費負担 の軽減 等		実施				
国への提言						随時提言				

参考資料